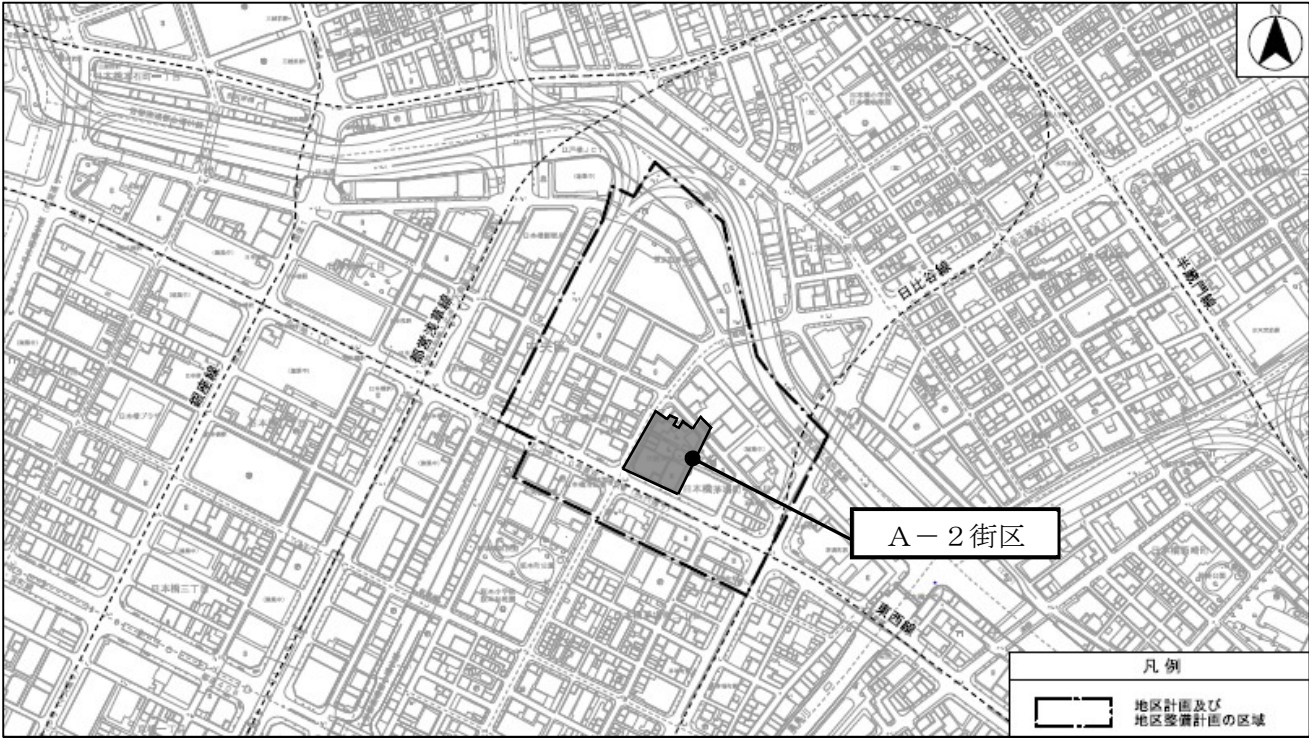


別紙

建築物の用途、構造及び敷地に関する制限
(日本橋兜町・茅場町一丁目地区)

1 東京都市計画日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区整備計画



2 建築物の用途、構造及び敷地に関する制限

地区整備計画の名称	東京都市計画日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区整備計画
街区の区分	A-2 街区
建築してはならない建築物	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 2 地上1階で道路に接する部分を主に次に掲げる建築物以外の用途に供する建築物。ただし、土地の利用状況等によりやむを得ないものについては、この限りでない。 (1) 店舗、展示場その他これらに類するもの (2) 資産運用会社等の設立及び発展を支援するための拠点施設 (3) 投資家及び企業による交流を促進するための拠点施設 (4) 地域住民、就業者等による交流を図るための拠点施設 3 住戸を10戸以上有する共同住宅のうち、次に掲げる建築物 (1) 住戸の専用部分の床面積が40平方メートル以上の住戸（以下「定住型住宅」という。）の床面積の合計が、住宅用途床面積の合計の3分の1未満のもの (2) 定住型住宅以外の住戸の全てにおいて、それぞれの住戸の専用部分の床面積が25平方メートル未満の住戸を有するもの

建築物の容積率の最低限度	600%（建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項又は第2項に規定する認定に係る公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）にあっては、当該区域を一の敷地とみなして適用する。）
建築物の建蔽率の最高限度	80%（公告対象区域にあっては、当該区域を一の敷地とみなして適用する。）
建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡（公告対象区域にあっては、当該区域を一の敷地とみなして適用する。）
建築物の建築面積の最低限度	1,000㎡（公告対象区域にあっては、当該区域を一の敷地とみなして適用する。）
壁面の位置	計画図に示す壁面線の位置の数値。ただし、歩行者の安全性又は周辺の環境に配慮した建築物のうち、次に掲げる建築物の部分については、この限りでない。 1 歩行者の安全性及び快適性を確保するために設けるひさしその他これに類する建築物の部分 2 地域の資源を活かした特徴ある街並みの形成に寄与するために設ける門、塀その他これらに類する建築物の部分
建築物の高さの最高限度	高層部にあっては140m、低層部にあっては42m